

議案第10号～第20号

令和3年2月19日

令和3年2月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 10 号	鈴鹿市犯罪被害者等支援条例の制定について……………	1
議案第 11 号	押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について……………	5
議案第 12 号	鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について……………	10
議案第 13 号	鈴鹿市分担金徴収条例の一部改正について……………	13
議案第 14 号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について……………	16
議案第 15 号	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	77
議案第 16 号	鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について……………	83
議案第 17 号	鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について……………	94
議案第 18 号	鈴鹿市火災予防条例の一部改正について……………	98
議案第 19 号	鈴鹿市水道水源流域保全条例の一部改正について……………	104
議案第 20 号	市道の認定について……………	118

鈴鹿市犯罪被害者等支援条例の制定について
鈴鹿市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市犯罪被害者等支援条例

(別 紙)

提案理由

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた施策を総合的に推進し、市民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、鈴鹿市犯罪被害者等支援条例を制定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた施策を総合的に推進し、もって市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が置かれている状況についての無理解、配慮に欠ける言動、偏見、^{ひぼう}誹謗中傷等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失その他の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供される

よう行われなければならない。

- 4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することのないよう行われるとともに、二次被害及び再被害（犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。）が生じることのないよう十分配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、三重県その他の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するもの（第7条第1項において「関係機関等」という。）と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

（相談、情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。

- 2 市は、前項の規定による相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減）

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、育児、介護その他の日常生活に必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（鈴鹿市市営住宅条例（平成9年鈴鹿市条例第43号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(市民等の理解の増進)

第12条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害が生じることのないよう配慮することの重要性について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第14条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(個人情報の適切な管理)

第15条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第11号

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例

(別 紙)

提案理由

押印を求める手続の見直し等のため、関係条例の規定を整備するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例

(鈴鹿市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年鈴鹿市条例第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記様式（第2条関係） 宣誓書 略 氏名	別記様式（第2条関係） 宣誓書 略 氏名 印

(鈴鹿市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年鈴鹿市条例第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(審査の申出) 第6条 略 2・3 略	(審査の申出) 第6条 略 2・3 略 <u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて</u>

4・5 略

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第9条 略

2 略

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) 略

(口頭審理)

第10条 略

2～4 略

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) 略

6・7 略

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(5) 略

(実地調査)

第11条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

審査の申出をするときは代理人) が押印しなければならない。

5・6 略

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第9条 略

2 略

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(3) 略

(口頭審理)

第10条 略

2～4 略

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(3) 略

6・7 略

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(5) 略

(実地調査)

第11条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

<p>(1)～(4) 略 (議事についての調書)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>(1)～(4) 略 (議事についての調書)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>

(鈴鹿市印鑑条例の一部改正)

第3条 鈴鹿市印鑑条例（平成3年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の確認は、登録申請者に対し文書で照会し、その回答書を登録申請者が自ら持参する方法によって行う。ただし、登録申請者が病気その他やむを得ない理由により自ら持参できないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人によりこれを行うことができる。</p>	<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の確認は、登録申請者に対し文書で照会し、その回答書を登録申請者が自ら持参する方法によって行う。ただし、登録申請者が病気その他やむを得ない理由により自ら持参できないときは、<u>登録を受けようとする印鑑が押印された</u>委任の旨を証する書面を添えて、代理人によりこれを行うことができる。</p>
<p>3・4 略 (印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定により代理人に交付するときは、委任の旨を証する書面を提出</p>	<p>3・4 略 (印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定により代理人に交付するときは、<u>登録を受けた印鑑が押印され</u></p>

させなければならない。

た委任の旨を証する書面を提出させなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第12号

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について
鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

鈴鹿市放課後子ども総合プラン運営委員会を廃止するについて、地方自治法第9条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例（平成27年鈴鹿市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条，第3条，第4条関係）				別表（第2条，第3条，第4条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員 の定 数	委員 の任 期	附属機関	担当事務	委員 の定 数	委員 の任 期
略	略	略	略	略	略	略	略
鈴鹿市高 齢者施策 推進協議 会	略	略	略	鈴鹿市高 齢者施策 推進協議 会	略	略	略
				<u>鈴鹿市放 課後子ど も総合プ ラン運営 委員会</u>	<u>放課後対策 事業の運営 方策等に係 る調査検討 に関する事 務</u>	<u>10人 以内</u>	<u>1年</u>
略	略	略	略	略	略	略	略
2 略				2 略			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

鈴鹿市分担金徴収条例の一部改正について

鈴鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

分担金を徴収する事件に災害からライフラインを守る事前伐採事業を追加するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例

鈴鹿市分担金徴収条例（昭和47年鈴鹿市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
分担金を徴収する事件	分担金の額	分担金を徴収する事件	分担金の額
略	略	略	略
林道新設改良事業	事業費に要する費用の10分の5以内の額	林道新設改良事業	事業費に要する費用の10分の5以内の額
<u>災害からライフラインを守る事前伐採事業</u>	<u>同上</u>		
略	略	略	略
農業用道路整備事業	事業費から国及び県支出金等を差し引いた額以内の額	農業用道路整備事業	事業費から国及び県支出金等を差し引いた額以内
略	略	略	略
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	

分担金を徴収する事件	分担金の額	分担金を徴収する事件	分担金の額
県営基幹農道整備事業	市が負担した額以内の額	県営基幹農道整備事業	市が負担した額以内
略	略	略	略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の改定等を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例(平成12年鈴鹿市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後									
別表第7(第2条関係)									
都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係									
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額				1件当たりの金額			
		区分							
1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	住宅の場合	ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術的審査を受けたもの	略		略			
				共同住宅等	共	略	略	略	
					共用部分	共	床面積が300平方メートル以内のもの		略
						分	床面積が300平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル以内のもの</u>		18,400円
分	床面積が <u>1,000平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの		28,900円						

改正前

別表第7（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額					1件当たりの金額	
		区分						
1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	住宅の場合	ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術的審査を受けたもの	略			略	
				共同住宅等	共用部分	略	略	略
						床面積が300平方メートル以内のもの		略
					床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	28,900円		

に基づく
低炭素建築物
新築等計画の
認定の申請に
対する審査

	である場合		の		
			略	略	
	イ ア以外の場合	略			略
		共同住宅等	略	略	略
			共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	略
				床面積が300平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの	155,500 円
				床面積が1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	194,500 円
				略	略
	非住宅建築物の場合	ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術的審査を受けたものである場合		床面積が300平方メートル以内のもの	略
				床面積が300平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの	18,400円
			床面積が1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	28,900円	

に基づく
低炭素建築物
新築等計画の
認定の申請に
対する審査

	である場合			略	略
	イ ア以外の場合	略		略	略
		共同住宅等	共用部分	略	略
				床面積が300平方メートル以内のもの	略
				床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、 2,000平方メートル以内のもの	194,500円
			略	略	略
非住宅建築物の場合	ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術的審査を受けたものである場合			床面積が300平方メートル以内のもの	略
			床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、 2,000平方メートル以内のもの	28,900円	

		略	略
イ ア 以外 の場 合	(ア) 申請に係 る低炭素建築 物新築等計画 が、都市の低 炭素化の促進 に関する法律 第54条第1項 第1号の規定 により定めら れた簡易な評 価方法であっ て市長が定め る方法により 評価されたも のである場合	床面積が300平方 メートル以内の もの	略
		床面積が300平方 メートルを超え、 1,000平方メー トル以内のもの	124,900 円
		床面積が1,000平 方メートルを超 え、2,000平方メ ートル以内のも の	157,300 円
		略	略
	(イ) (ア)以外 の評価方法に より評価され たものである 場合	床面積が300平方 メートル以内の もの	256,700 円
		床面積が300平方 メートルを超え、 1,000平方メー トル以内のもの	321,600 円
		床面積が1,000平 方メートルを超 え、2,000平方メ ートル以内のも の	415,200 円
	床面積が2,000平	592,600	

		略	略
イ ア 以外 の場 合	(ア) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	略
		床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	157,300 円
		略	略
	(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	<u>260,400</u> 円
		床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>415,100</u> 円
		床面積が2,000平	<u>590,900</u>

						方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	円		
						床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	730,000円		
						床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	862,900円		
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,500円		
		略	略				略		
2 都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律第 55条 第1	低炭 素建 築物 新築 等計 画変 更認 定申 請手 数料	住 宅の 場合	ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法	略			略		
				共 同 住 宅 等	略	略	略		
							共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	略
								床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	床面積が1,000平方メートルを超	17,300円							

						方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	円
						床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	724,700円
						床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	854,200円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	975,000円
		略	略				略
2 都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律第 55条 第1	低炭 素建 築物 新築 等計 画変 更認 定申 請手 数料	住 宅の 場 合	ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法	略			略
				共 同 住 宅 等	略	略	略
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	略
						床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、	17,300円

項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	により技術的審査を受けたものである場合			え，2,000平方メートル以内のもの		
				略	略	
	イ ア以外の場合	略			略	略
		共同住宅等	共	略	略	略
			共	用	床面積が300平方メートル以内のもの	略
			住	部	床面積が300平方メートルを超え，1,000平方メートル以内のもの	79,500円
			宅	分	床面積が1,000平方メートルを超え，2,000平方メートル以内のもの	100,100円
				略	略	
	非住宅建築物の場合	ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が，都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術的審査を受けたものである場合		床面積が300平方メートル以内のもの	略	
				床面積が300平方メートルを超え，1,000平方メートル以内のもの	11,000円	
			床面積が1,000平方メートルを超え，2,000平方メ	17,300円		

項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	により技術的審査を受けたものである場合			2,000平方メートル以内のもの	
				略	略
	イ ア以外の場合	略		略	略
		共	略	略	略
		同 住 宅 等	共 用 部 分	床面積が300平方メートル以内のもの	略
				床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	100,100円
			略	略	
	非住宅建築物の場合	ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術的審査を受けたものである場合		床面積が300平方メートル以内のもの	略
				床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円

		一トル以内のもの	
		略	略
イ ア 以外 の場 合	(ア) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	略
		床面積が300平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>64,300円</u>
		床面積が <u>1,000平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	81,500円
		略	略
	(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	<u>129,400円</u>
		床面積が300平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>162,600円</u>
床面積が <u>1,000平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの		<u>210,600円</u>	

		ル以内のもの	
		略	略
イ ア 以外 の場 合	(ア) 申請に係 る低炭素建築 物新築等計画 が、都市の低 炭素化の促進 に関する法律 第54条第1項 第1号の規定 により定めら れた簡易な評 価方法であつ て市長が定め る方法により 評価されたも のである場合	床面積が300平方 メートル以内の もの	略
		床面積が <u>300平方 メートル</u> を超え、 2,000平方メー トル以内のもの	81,500円
		略	略
	(イ) (ア)以外 の評価方法に より評価され たものである 場合	床面積が300平方 メートル以内の もの	<u>131,200</u> 円
		床面積が <u>300平方 メートル</u> を超え、 2,000平方メー トル以内のもの	<u>210,400</u> 円

				の	
				床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>305,300</u> 円
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>379,300</u> 円
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	<u>449,600</u> 円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	<u>514,900</u> 円
		略	略		略

備考

略

別表第8（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		区分	1件当たりの金額
1 建	建築	建築物エネルギー消費性能向	床面積が300平方 <u>10,000円</u>

				床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	304,100 円
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	376,100 円
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	444,400 円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	509,200 円
		略	略		略

備考

略

別表第8（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額				
		区分			1件当たりの金額	
1 建	建築	建築物の	ア	判定に係る	床面積が300平方	98,000円

<u>建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判</u>	<u>物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u>	<u>上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合</u>	<u>メートル以内のもの</u>	
			<u>床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>18,000円</u>
			<u>床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>28,000円</u>
			<u>床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>86,000円</u>
			<u>床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>137,000円</u>
			<u>床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>173,000円</u>
			<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>217,000円</u>

<u>建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判</u>	<u>物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u>	<u>非住宅部分の用途が工場等以外である場合</u>	<u>建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合</u>	<u>メートル以内のもの</u>	
				<u>床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>164,000円</u>
				<u>床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>266,000円</u>
				<u>床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>348,000円</u>
				<u>床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>418,000円</u>
				<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>490,000円</u>
			<u>イ ア以外の評価方法により評価されたものである場合</u>	<u>床面積が300平方メートル以内のもの</u>	<u>271,000円</u>
			<u>床面積が300平方メートルを超え、</u>	<u>433,000円</u>	

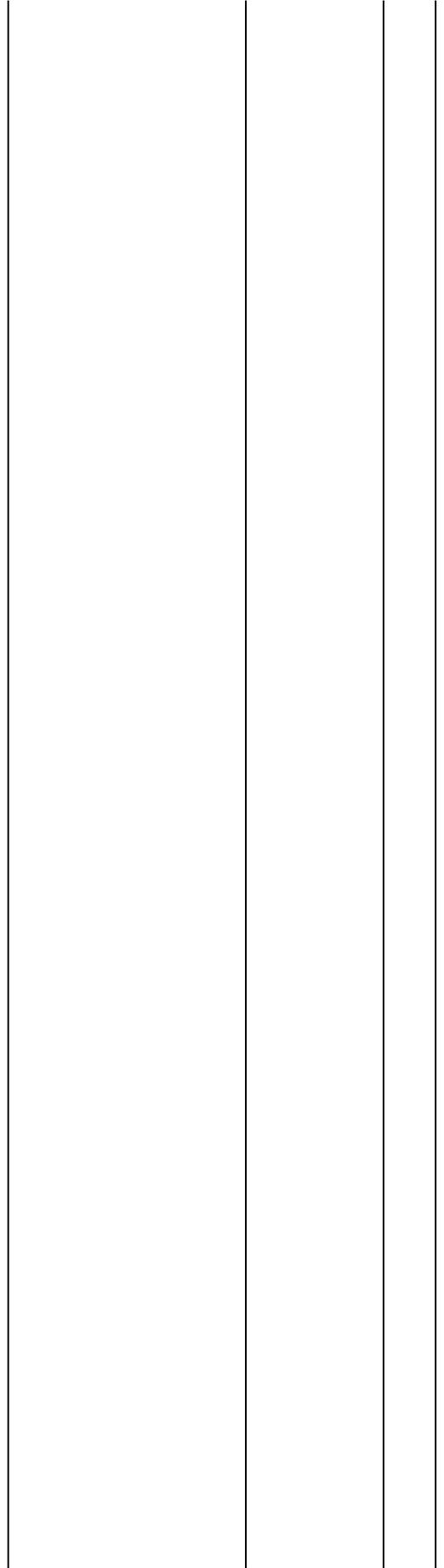
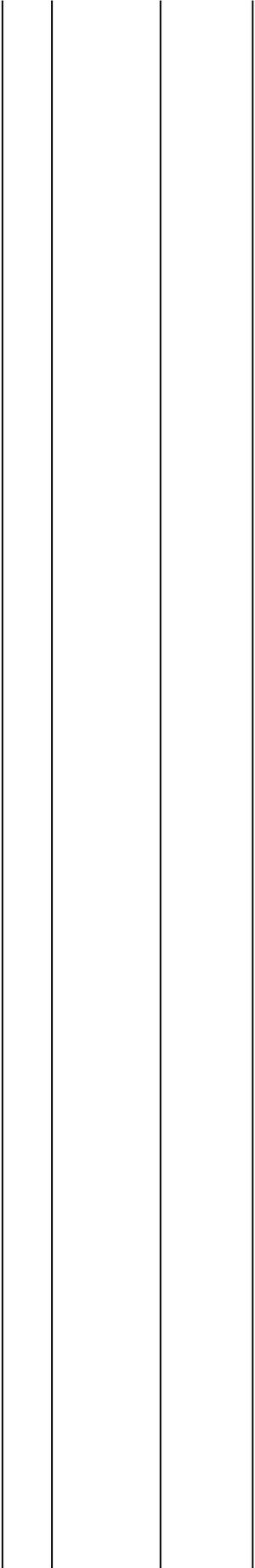
定	そ の 他 の 場 合	建築物 の非住 宅部分 の用途 が工場 等以外 である 場合	ア 判定に係る 建築物エネ ルギー消費性能 確保計画が、 建築物のエネ ルギー消費性 能の向上に関 する法律第2 条第1項第3 号の規定によ り定められた 簡易な評価方 法であって市 長が定める方 法により評価 されたもので ある場合	床面積が300平方 メートル以内の もの	98,000円
				床面積が300平方 メートルを超え、 1,000平方メート ル以内のもの	124,000 円
				床面積が1,000平 方メートルを超 え、2,000平方メ ートル以内のも の	164,000 円
				床面積が2,000平 方メートルを超 え、5,000平方メ ートル以内のも の	266,000 円
				床面積が5,000平 方メートルを超 え、10,000平方メ ートル以内のも の	348,000 円
				床面積が10,000 平方メートルを 超え、25,000平方 メートル以内の もの	418,000 円
				床面積が25,000 平方メートルを	490,000 円

定

	<u>2,000平方メートル以内のもの</u>	
	<u>床面積が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの</u>	616,000 円
	<u>床面積が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの</u>	756,000 円
	<u>床面積が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以内のもの</u>	891,000 円
	<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	1,017,000 円
<u>建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合</u>	<u>床面積が300平方メートル以内のもの</u>	21,000円
	<u>床面積が300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以内のもの</u>	42,000円
	<u>床面積が2,000平方メートルを超</u>	107,000 円

<u>え, 5,000平方メートル以内のもの</u>	
<u>床面積が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの</u>	161,000 円
<u>床面積が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以内のもの</u>	200,000 円
<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	249,000 円

		平方メートルを 超えるもの	円
<u>建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合</u>		床面積が300平方メートル以内のもの	21,000円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	29,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	107,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	161,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	200,000円



			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	249,000円
2 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能適合性変更手続料	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,000円

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能適合性変更手続料	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	ア 判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	50,000円
				床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	85,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	142,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	188,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	227,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	268,000円
				イ ア以外の評	床面積が300平方

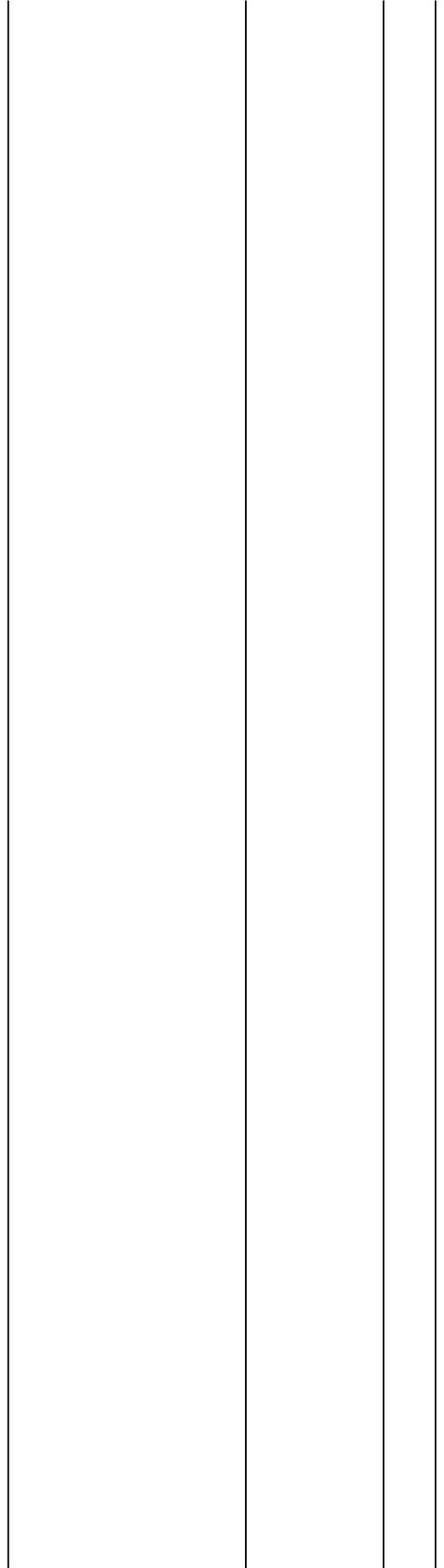
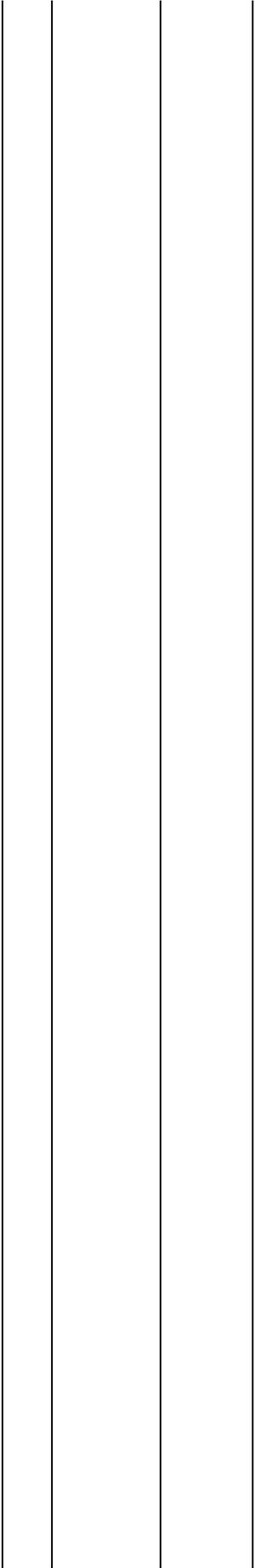
消費 性能 適合 性判 定	そ の 他 の 場 合	建築物 の非住 宅部分 の用途 が工場 等以外 である 場合	ア 判定に係る 建築物エネ ルギー消費性能 確保計画が、 建築物のエ ネルギー消費性 能の向上に関 する法律第2 条第1項第3 号の規定によ り定められた 簡易な評価方 法であって市 長が定める方 法により評価 されたもので ある場合	もの	
				床面積が25,000 平方メートルを 超えるもの	130,000 円
				床面積が300平方 メートル以内の もの	50,000円
				床面積が300平方 メートルを超え、 1,000平方メー トル以内のもの	64,000円
				床面積が1,000平 方メートルを超 え、2,000平方メ ートル以内のも の	85,000円
				床面積が2,000平 方メートルを超 え、5,000平方メ ートル以内のも の	142,000 円
				床面積が5,000平 方メートルを超 え、10,000平方メ ートル以内のも の	188,000 円
				床面積が10,000 平方メートルを 超え、25,000平方	227,000 円

消費 性能 適合 性判 定		価方法により 評価されたも のである場合	メートル以内の もの	円	
			床面積が300平方 メートルを超え、 2,000平方メート ル以内のもの	219,000 円	
			床面積が2,000平 方メートルを超 え、5,000平方メ ートル以内のも の	317,000 円	
			床面積が5,000平 方メートルを超 え、10,000平方メ ートル以内のも の	392,000 円	
			床面積が10,000 平方メートルを 超え、25,000平方 メートル以内の もの	463,000 円	
			床面積が25,000 平方メートルを 超えるもの	531,000 円	
			建築物の非住宅部分の用途が 工場等である場合	床面積が300平方 メートル以内の もの	11,000円
				床面積が300平方 メートルを超え、	24,000円

	<u>メートル以内のもの</u>	
	<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	268,000 円
<u>イ ア以外の評価方法により評価されたものである場合</u>	<u>床面積が300平方メートル以内のもの</u>	129,000 円
	<u>床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	162,000 円
	<u>床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	210,000 円
	<u>床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	305,000 円
	<u>床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	379,000 円
	<u>床面積が10,000平方メートルを</u>	449,000 円

<u>2,000平方メートル以内のもの</u>	
<u>床面積が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>62,000円</u>
<u>床面積が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>95,000円</u>
<u>床面積が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>118,000円</u>
<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>147,000円</u>

		<u>超え, 25, 000平方メートル以内のもの</u>	
		<u>床面積が25, 000平方メートルを超えるもの</u>	514, 000 円
<u>建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合</u>		<u>床面積が300平方メートル以内のもの</u>	11, 000円
		<u>床面積が300平方メートルを超え, 1, 000平方メートル以内のもの</u>	16, 000円
		<u>床面積が1, 000平方メートルを超え, 2, 000平方メートル以内のもの</u>	24, 000円
		<u>床面積が2, 000平方メートルを超え, 5, 000平方メートル以内のもの</u>	62, 000円
		<u>床面積が5, 000平方メートルを超え, 10, 000平方メートル以内のもの</u>	95, 000円
		<u>床面積が10, 000</u>	118, 000



				平方メートルを 超え, 25,000平方 メートル以内の もの	円
				床面積が25,000 平方メートルを 超えるもの	147,000 円
3 建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 の向 上 に 関 す る 法 律 第 12 条 第 2 項 又 は 第 13 条 第 3 項 の 軽 微 な 変 更 に	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定に 係 る 軽 微 な 変 更 に 該 当 す る 旨 の 証 明 書 交 付 申 請 手 数 料	建築物の 非住宅部 分の用途 が工場等 以外であ る場合	ア 申請に係る 建築物エネ ルギー消費性能 確保計画が, 建築物のエネ ルギー消費性 能の向上に関 する法律第2 条第1項第3 号の規定によ り定められた 簡易な評価方 法であって市 長が定める方 法により評価 されたもので ある場合	床面積が300平方 メートル以内の もの	略
				床面積が300平方 メートルを超え, 1,000平方メー トル以内のもの	32,000円
				床面積が1,000平 方メートルを超 え, 2,000平方メ ートル以内のも の	42,000円
				略	略
				床面積が300平方 メートル以内の もの	64,000円
床面積が300平方 メートルを超え, 1,000平方メー トル以内のもの	81,000円				

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の軽微な変更	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に関する旨の証明書交付申請手数料	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	略
				床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、 <u>2,000平方メートル</u> 以内のもの	42,000円
				略	略
			イ ア以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	<u>68,000円</u>

<p>該当していることを証する書面の交付申請に対する審査</p>		1,000平方メートル以内のもの	
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	105,000 円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	152,000 円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	189,000 円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	224,000 円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	257,000 円
	<p>建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合</p>	床面積が300平方メートル以内のもの	略
		床面積が300平方	8,000円

<p>該当していることを証する書面の交付申請に対する審査</p>			
		床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>109,000</u> 円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>158,000</u> 円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>196,000</u> 円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	<u>231,000</u> 円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	<u>265,000</u> 円
	建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合	床面積が300平方メートル以内のもの	略

						メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの		
						床面積が1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以内のもの	12,000円	
						略	略	
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エ	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	住宅の場合	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が, 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	略			略	略
				共同住宅等	共	略	略	略
					共	共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	略
					共	共用部分	床面積が300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの	18,400円
					共	共用部分	床面積が1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以内のもの	28,900円
						略	略	
				イ ア以外の場合	略			略
					共	略	略	略
					共同住宅	共用	床面積が300平方メートル以内のもの	略

						床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、 2,000平方メートル以内のもの	12,000円			
						略	略			
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エ	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	住宅の場合	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	略			略	略		
				共同住宅等	共用部分	略	略	略		
						床面積が300平方メートル以内のもの	略			
						床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、 2,000平方メートル以内のもの	28,900円			
						略	略			
						イ ア以外の場合			略	略
						共同住宅	共用	略	略	床面積が300平方メートル以内の

エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査		宅等	部分	もの				
				床面積が300平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの	155,500 円			
				床面積が1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	194,500 円			
				略	略			
	非住宅建築物の場合	ア	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	略			
				床面積が300平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの	18,400円			
				床面積が1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	28,900円			
				略	略			
				イ	ア	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能向上計画が、建築物のエ	床面積が300平方メートル以内のもの	略
							床面積が300平方メートルを超え、	124,900 円

エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査		宅等	部分	もの			
				床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、 2,000平方メートル以内のもの	194,500 円		
				略	略		
	非住宅建築物の場合	ア	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	略		
				床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、 2,000平方メートル以内のもの	28,900円		
				略	略		
		イ	ア	以外の場合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエ	床面積が300平方メートル以内のもの	略

<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合</p>	<p><u>1,000平方メートル以内のもの</u></p>	
	<p>床面積が<u>1,000平方メートル</u>を超え、<u>2,000平方メートル以内のもの</u></p>	<p>157,300 円</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合</p>	<p>床面積が<u>300平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>256,700</u> 円</p>
	<p>床面積が<u>300平方メートル</u>を超え、<u>1,000平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>321,600</u> 円</p>
	<p>床面積が<u>1,000平方メートル</u>を超え、<u>2,000平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>415,200</u> 円</p>
	<p>床面積が<u>2,000平方メートル</u>を超え、<u>5,000平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>592,600</u> 円</p>

<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合</p>		
	<p>床面積が<u>300平方メートル</u>を超え、 2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>157,300 円</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合</p>	<p>床面積が300平方メートル以内のもの</p> <p>床面積が<u>300平方メートル</u>を超え、 2,000平方メートル以内のもの</p> <p>床面積が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの</p>

					床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	730,000 円	
					床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	862,900 円	
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,500 円	
		略	略			略	
5	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	住宅の場合	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	共同住宅等	略	
					共用部分	略	
						床面積が300平方メートル以内のもの	
						床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
						床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円
						略	略

						床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	724,700 円
						床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	854,200 円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	975,000 円
		略	略				略
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	住宅の場合	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場	略			略
				共同住宅等	略	略	略
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	略
						床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円
				略	略		

規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の変更の申請に対する審査

合				
イ ア以外の場合	略			略
	共同住宅等	略	略	略
		共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	略
			床面積が300平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル以内のもの</u>	79,500円
			床面積が <u>1,000平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	100,100円
	略	略	略	
非住宅建築物の場合	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第 <u>1項各号</u> に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	略	
		床面積が300平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル以内のもの</u>	11,000円	
		床面積が <u>1,000平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円	
		略	略	

規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の変更の申請に対する審査

合				
イ ア以外の場合	略			略
	共同住宅等	略	略	略
		共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	略
			床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	100, 100円
		略	略	
非住宅建築物の場合	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合		床面積が300平方メートル以内のもの	略
			床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	17, 300円
			略	略

			イ ア 以外 の場 合	(ア) 申請に係 る建築物エネ ルギー消費性 能向上計画が 、建築物のエ ネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 35条第1項第 1号の規定に より定められ た簡易な評価 方法であって 市長が定める 方法により評 価されたもの である場合	床面積が300平方 メートル以内の もの	略
					床面積が300平方 メートルを超え、 1,000平方メート ル以内のもの	64,300円
					床面積が1,000平 方メートルを超 え、2,000平方メ ートル以内のも の	81,500円
					略	略
				(イ) (ア)以外 の評価方法に より評価され たものである 場合	床面積が300平方 メートル以内の もの	129,400 円
					床面積が300平方 メートルを超え、 1,000平方メート ル以内のもの	162,600 円
					床面積が1,000平 方メートルを超 え、2,000平方メ ートル以内のも の	210,600 円

	イ ア 以外 の場 合	(ア) 申請に係 る建築物エネ ルギー消費性 能向上計画が 、建築物のエ ネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 30条第1項第 1号の規定に より定められ た簡易な評価 方法であって 市長が定める 方法により評 価されたもの である場合	床面積が300平方 メートル以内の もの	略
			床面積が <u>300平方 メートル</u> を超え、 2,000平方メー トル以内のもの	81,500円
			略	略
		(イ) (ア)以外 の評価方法に より評価され たものである 場合	床面積が300平方 メートル以内の もの	<u>131,200</u> 円
			床面積が <u>300平方 メートル</u> を超え、 2,000平方メー トル以内のもの	<u>210,400</u> 円

						床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	305,300 円
						床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	379,300 円
						床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	449,600 円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,900 円
		略	略				略
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手	住宅の場合	ア 申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市	略			略
				共同住宅等	略	略	略
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	略
						床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,400円
床面積が1,000平方メートル以内のもの	28,900円						

						床面積が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの	<u>304,100</u> 円
						床面積が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの	<u>376,100</u> 円
						床面積が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以内のもの	<u>444,400</u> 円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	<u>509,200</u> 円
		略	略				略
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手	住宅の場合	ア 申請に係る建築物が, 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定	略			略
				共同住宅等	略	略	略
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	略
						床面積が <u>300平方</u>	28,900円

る法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	数料	長が定める方法により技術審査を受けたものである場合			方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		
					略	略	
		イ ア 以外の場合	(ア) 申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法で	略			略
				共同住宅等	略	略	略
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	略
						床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	155,500 円
						床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	194,500 円
		略	略				

る法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	数料	める方法により技術審査を受けたものである場合			メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの			
					略	略		
		イ ア 以外の場合	(ア) 申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって	略			略	
				共同住宅等	略	略	略	
					共用部分	略	略	略
						略	略	略
						略	略	略
			床面積が300平方メートル以内のもの	略				
			床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	194,500 円				
			略	略				

				あつて市長が定める方法により評価されたものである場合			
			(イ)		略		略
			(ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	共同住宅等	略		略
		共用部分			床面積が300平方メートル以内のもの	略	
		分			床面積が300平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル以内のもの</u>	155,500 円	
					床面積が <u>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	194,500 円	
					略		略
非住宅建築	ア	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する <u>法律第2条第1項第3号</u> に規定する基準又			床面積が300平方メートル以内のもの		略
					床面積が300平方メートルを超え、		18,400円

				市長が定める方法により評価されたものである場合			
			(イ)		略		略
			(ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	共同住宅等	略	略	略
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	略
						床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以内のもの	194,500円
						略	略
非住宅建築	ア	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する <u>法律第2条第3号</u> に規定する基準又はこれ				床面積が300平方メートル以内のもの	略

物の場合	はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	1,000平方メートル以内のもの	
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,900円
		略	略
イア以外の場合	(ア) 申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	略
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	124,900円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	157,300円
	略	略	
	(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	256,700円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	321,600円

物の場合		と同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、 2,000平方メートル以内のもの	28,900円
			略	略
		イ ア 以外の場合	(ア) 申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの
		(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、 2,000平方メートル以内のもの	157,300円
			略	略
			床面積が300平方メートル以内のもの	<u>260,400</u> 円

				ル以内のもの	
				床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	415,200 円
				床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	592,600 円
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	730,000 円
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	862,900 円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,500 円
		略	略		略

備考

1 略

2 1の項から3の項まで（1の項及び2の項にあっては、この表の区分欄がその他の場合である場合に限る。）において、工場等及び工場等以外の用途を

				床面積が <u>300平方メートル</u> を超え、 2,000平方メートル以内のもの	<u>415,100</u> 円
				床面積が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの	<u>590,900</u> 円
				床面積が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの	<u>724,700</u> 円
				床面積が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以内のもの	<u>854,200</u> 円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	<u>975,000</u> 円
		略	略		略

備考

1 略

2 1の項から3の項までにおいて、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が定める規模の場合に限る。）の

有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1) 工場等以外の用途の部分について市長が定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積について建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合の床面積の区分に応じた手数料の金額

(2) 工場等の用途の部分について市長が定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積について建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合の床面積の区分に応じた手数料の金額

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた手数料の金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた手数料の金額との合計額。ただし、当該合計額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積について建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合の床面積の区分に応じた手数料の金額を超える場合は、当該金額

3～12 略

13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合の手数

手数料の金額は、当該建築物における非住宅部分全体の床面積について建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合の床面積の区分に応じた手数料の金額とする。

3 1の項から3の項までにおいて、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が定める規模の場合に限る。）の手数料の金額は、当該建築物における非住宅部分全体の床面積について建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合の床面積の区分に応じた手数料の金額とする。

4 1の項から3の項までにおいて、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（備考2又は備考3に該当する建築物を除く。）の手数料の金額は、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた手数料の金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた手数料の金額との合計額とする。ただし、当該合計額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積について建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合の床面積の区分に応じた手数料の金額を超える場合は、当該金額とする。

5～14 略

15 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合の手数

料の金額は、4の項（同法第36条第2項において準用する場合にあつては5の項）に規定する金額に、別表第5の1の項に定める金額を加算した金額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

料の金額は、4の項（同法第31条第2項において準用する場合にあつては5の項）に規定する金額に、別表第5の1の項に定める金額を加算した金額とする。

議案第15号

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

石垣池公園市民プールを廃止するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和 57 年鈴鹿市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p style="text-align: center;">(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>石垣池公園陸上競技場</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(使用時間)</p> <p>第 2 条の 4 運動施設の使用時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市立テニスコート</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	石垣池公園陸上競技場	略	略	略	名称	使用時間	略	略	鈴鹿市立テニスコート	略	<p style="text-align: center;">(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>石垣池公園陸上競技場</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>石垣池公園市民プール</u></td> <td><u>鈴鹿市桜島町七丁目 1 番地の 3</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(使用時間)</p> <p>第 2 条の 4 運動施設の使用時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市立テニスコート</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>石垣池公園市民</u></td> <td><u>午前 9 時から午</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	石垣池公園陸上競技場	略	<u>石垣池公園市民プール</u>	<u>鈴鹿市桜島町七丁目 1 番地の 3</u>	略	略	名称	使用時間	略	略	鈴鹿市立テニスコート	略	<u>石垣池公園市民</u>	<u>午前 9 時から午</u>
名称	位置																																
略	略																																
石垣池公園陸上競技場	略																																
略	略																																
名称	使用時間																																
略	略																																
鈴鹿市立テニスコート	略																																
名称	位置																																
略	略																																
石垣池公園陸上競技場	略																																
<u>石垣池公園市民プール</u>	<u>鈴鹿市桜島町七丁目 1 番地の 3</u>																																
略	略																																
名称	使用時間																																
略	略																																
鈴鹿市立テニスコート	略																																
<u>石垣池公園市民</u>	<u>午前 9 時から午</u>																																

略	略

2・3 略
(休業日)

第2条の5 運動施設の休業日は、次のとおりとする。

名称	休業日
略	略
鈴鹿市立テニスコート	略
鈴鹿市立西部体育館	
鈴鹿市立西部テニスコート	
鈴鹿市立西部野球場	
石垣池公園野球場	
石垣池公園陸上競技場	
鈴鹿川河川緑地野球場	
鈴鹿川河川緑地運動広場	
鈴鹿川河川緑地ソフトボール場	
鈴鹿川河川緑地テニスコート	
鈴鹿川河川緑地	

プール	後5時まで
略	略

2・3 略
(休業日)

第2条の5 運動施設の休業日は、次のとおりとする。

名称	休業日
略	略
鈴鹿市立テニスコート	略
鈴鹿市立西部体育館	
鈴鹿市立西部テニスコート	
鈴鹿市立西部野球場	
石垣池公園野球場	
石垣池公園陸上競技場	
鈴鹿川河川緑地野球場	
鈴鹿川河川緑地運動広場	
鈴鹿川河川緑地ソフトボール場	
鈴鹿川河川緑地テニスコート	
鈴鹿川河川緑地	

クリケットコート
鈴鹿川河川緑地 多機能芝生広場
鼓ヶ浦サン・ス ポーツランド
桜の森公園野球 場

クリケットコート
鈴鹿川河川緑地 多機能芝生広場
鼓ヶ浦サン・ス ポーツランド
桜の森公園野球 場
石垣池公園市民 プール
9月1日から翌 年6月30日まで の日

2・3 略

2・3 略

別表第5（第6条関係）

別表第5（第6条関係）

石垣池公園陸上競技場及び野球場使用
料

石垣池公園陸上競技場，市民プール及
び野球場使用料

時間区分	①	②	③
	午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで
使用区分		まで	まで
陸上 競 技 場	略		

時間区分	①	②	③		
	午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで		
使用区分		まで	まで		
陸上 競 技 場	略				
市 民	ス ポ ー ツ	学 校	2,750 円	3,300 円	5,500 円

略	略

備考

1～5 略

6 野球場の使用時間が1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。

プ ニ ル	のた め使 用す る場 合	学 校 以 外	5,500 円	6,600 円	11,000 円
	一 般 公 開 日 に お け る 個 人 の 使 用 の 場 合	中 学 生 以 下 高 校 生 及 び 二 般	2時間まで110円 2時間を超える1時間ごとに50円		
			2時間まで220円 2時間を超える1時間ごとに110円		
略	略				

備考

1～5 略

6 市民プールの使用区分における学校には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所を含むものとする。

7 市民プール及び野球場の使用時間が1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。

7 略

8 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について
鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
(別紙)

提案理由

国民健康保険料の被保険者均等割額を減額するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の減額の基準等を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鈴鹿市国民健康保険条例（平成29年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、</p>

第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する

第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得

相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第35条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第35条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第35条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第35条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき29,000円
- (3) 略
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第21条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき11,200円
- (3) 略
(介護納付金賦課額の保険料率)

第30条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき14,400円
- (3) 略
(保険料の減額)

第35条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課

- (1) 略
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき29,400円
- (3) 略
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第21条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき11,400円
- (3) 略
(介護納付金賦課額の保険料率)

第30条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,000円
- (3) 略
(保険料の減額)

第35条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課

期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所

期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所

得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定

得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち

ア・イ 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に52万円に当該年度の保

給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額に52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2～4 略

附 則

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第5条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に

保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2～4 略

附 則

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第5条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に

係るものに限る。)の控除を受けた場合における第35条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額(」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

係るものに限る。)の控除を受けた場合における第35条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額(」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条第1項、第12条第2号、第21条第2号、第30条第2号、第35条第1項各号及び附則第5条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第17号

鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

道路構造令の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路の構造基準を新設するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年鈴鹿市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(車線の分離等)	(車線の分離等)
第5条 略	第5条 略
2～6 略	2～6 略
7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、 <u>令第42条第1項</u> において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。	7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、 <u>令第41条第1項</u> において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
(自転車道)	(自転車道)
第9条 略	第9条 略
2・3 略	2・3 略
4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、 <u>令第42条第1項</u> において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。	4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、 <u>令第41条第1項</u> において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
5 略	5 略
(交通安全施設)	(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 略

2 略

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

4・5 略

(歩行者専用道路)

第42条 略

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

3・4 略

(歩行者利便増進道路)

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 略

2 略

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

4・5 略

(歩行者専用道路)

第42条 略

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

3・4 略

専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、鈴鹿市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年鈴鹿市条例第7号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鈴鹿市火災予防条例の一部改正について

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い，電気自動車等を充電するための急速充電設備の位置，構造及び管理の基準等を改めるについて，地方自治法第96条第1項の規定により，この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

鈴鹿市火災予防条例（昭和37年鈴鹿市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項，第17条の2並びに<u>第44条第11号</u>において同じ。）の位置，構造及び管理の基準については，第3条第1項第1号（アを除く。），第2号，第4号，第5号，第7号，第9号，第17号（ウ，ス及びセを除く。），第18号及び第18号の3並びに第2項第1号，第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(急速充電設備)</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項，第17条の2並びに<u>第44条第10号</u>において同じ。）の位置，構造及び管理の基準については，第3条第1項第1号（アを除く。），第2号，第4号，第5号，第7号，第9号，第17号（ウ，ス及びセを除く。），第18号及び第18号の3並びに第2項第1号，第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(急速充電設備)</p>

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2)～(4) 略

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源と

確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(12) 略

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電す

する自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7)～(11) 略

る機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 略

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17)・(18) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 略

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13)・(14) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を

<p>消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</u></p> <p><u>(11)～(14)</u> 略</p> <p><u>(15) 水素ガスを充填する気球</u></p>	<p>消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10)～(13)</u> 略</p> <p><u>(14) 水素ガスを充てんする気球</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条の2及び第44条の規定は、この条例の施行の日以後に設置の工事がされる急速充電設備について適用し、同日前に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、なお従前の例による。

鈴鹿市水道水源流域保全条例の一部改正について
鈴鹿市水道水源流域保全条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市水道水源流域保全条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

水道水源流域保全区域における排水基準等を改めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市水道水源流域保全条例の一部を改正する条例

鈴鹿市水道水源流域保全条例（平成18年鈴鹿市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(対象事業場の設置の届出)	(対象事業場の設置の届出)
第5条 略	第5条 略
2 水道水源流域保全区域において対象事業場の設置者となっている者が新たに水質汚濁防止法第2条第8項に規定する有害物質使用特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置するとき又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物（以下「特別管理産業廃棄物」という。）を処分するときは、前項の規定を適用する。	2 水道水源流域保全区域において対象事業場の設置者となっている者が新たに水質汚濁防止法第2条第7項に規定する有害物質使用特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置するとき又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物（以下「特別管理産業廃棄物」という。）を処分するときは、前項の規定を適用する。
(ゴルフ場業の責務)	(ゴルフ場業の責務)
第18条 水道水源流域保全区域においてゴルフ場を営む者は、農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号） <u>第2条第1項</u> に規定する農薬をいう。以下同	第18条 水道水源流域保全区域においてゴルフ場を営む者は、農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号） <u>第1条の2第1項</u> に規定する農薬をいう。以下同

じ。)を適正に使用し、当該施設からの排水については、排水に含まれる当該農薬の量について、別表第4に掲げる指針値を超えないよう努めなければならない。

別表第1 (第2条関係)

施設	摘要
特定施設	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であること。
汚泥の脱水施設	特定施設以外の施設であって、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者が設置する施設であること。
汚泥の焼却施設	
廃油の油水分離施設	
廃油の焼却施設	
廃酸又は廃アルカリの中和施設	
廃プラスチック類の焼却施設	
産業廃棄物の最終処分場	

別表第2 (第12条関係)

有害物質の種類及び許容限度	検定方法

じ。)を適正に使用し、当該施設からの排水については、排水に含まれる当該農薬の量について、別表第4に掲げる指針値を超えないよう努めなければならない。

別表第1 (第2条関係) 対象施設

1 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設
2 1以外の施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者が設置する次に掲げる施設
ア 汚泥の脱水施設
イ 汚泥の焼却施設
ウ 廃油の油水分離施設
エ 廃油の焼却施設
オ 廃酸又は廃アルカリの中和施設
カ 廃プラスチック類の焼却施設
キ 産業廃棄物の最終処分場

別表第2 (第12条関係) 有害物質

種類	許容限度	検定方法

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1に掲げる有害物質の種類及び許容限度

環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示

カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム	
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム	
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム	
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム	
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	

第
64
号
)
に
定
め
る
方
法

<u>ポリ塩化ビ フェニル</u>	<u>1リットルにつ き0.003ミリグ ラム</u>
<u>トリクロロ エチレン</u>	<u>1リットルにつ き0.3ミリグラ ム</u>
<u>テトラクロ ロエチレン</u>	<u>1リットルにつ き0.1ミリグラ ム</u>
<u>ジクロロメ タン</u>	<u>1リットルにつ き0.2ミリグラ ム</u>
<u>四塩化炭素</u>	<u>1リットルにつ き0.02ミリグラ ム</u>
<u>1,2-ジク ロロエタン</u>	<u>1リットルにつ き0.04ミリグラ ム</u>
<u>1,1-ジク ロロエチレ ン</u>	<u>1リットルにつ き0.2ミリグラ ム</u>
<u>シス-1,2 -ジクロロ エチレン</u>	<u>1リットルにつ き0.4ミリグラ ム</u>
<u>1,1,1-ト リクロロエ タン</u>	<u>1リットルにつ き3ミリグラム</u>
<u>1,1,2-ト リクロロエ</u>	<u>1リットルにつ き0.06ミリグラ</u>

第
64
号
)
に
定
め
る
方
法

<u>タン</u>	<u>ム</u>
<u>1,3-ジクロロプロペン</u>	<u>1リットルにつき0.02ミリグラム</u>
<u>チウラム</u>	<u>1リットルにつき0.06ミリグラム</u>
<u>シマジン</u>	<u>1リットルにつき0.03ミリグラム</u>
<u>チオベンカルブ</u>	<u>1リットルにつき0.2ミリグラム</u>
<u>ベンゼン</u>	<u>1リットルにつき0.1ミリグラム</u>
<u>セレン及びその化合物</u>	<u>1リットルにつきセレン0.1ミリグラム</u>
<u>ほう素及びその化合物</u>	<u>1リットルにつきほう素10ミリグラム</u>
<u>ふっ素及びその化合物</u>	<u>1リットルにつきふっ素8ミリグラム</u>
<u>アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化</u>	<u>1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝</u>

合物及び硝 酸化合物	酸性窒素及び硝 酸性窒素の合計 量100ミリグラ ム
備考 「検出されないこと。」 とは、右欄の検定方法によ り排出水の汚染状態を検定 した場合において、その結 果が当該検定方法の定量限 界を下回ることをいう。	

別表第3（第12条関係）

排出水の汚染状態を示 す項目	許容 限度	検 定 方 法
水素イオン濃度（水素 指数）	排水 基準 を定 める	略
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量（鉱油類含 有量）（単位 1リッ トルにつきミリグラム ）	省令 別表 第2 の当 該項	
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量（動植物油 脂類含有量）（単位 1リットルにつきミリ	目ご とに 掲げ る許	

別表第3（第12条関係）生活環境に係る
項目

項目	許容 限度	検 定 方 法
水素イオン濃度（水素 指数）	5.8 以上 8.6 以下	略
生物化学的酸素要求量 （単位 1リットルに つきミリグラム）	25	
浮遊物質（単位 1 リットルにつきミリグ ラム）	90	

グラム)	容 限
フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	度
銅含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
溶解性マンガン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	25
浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	90

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉍油類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	5
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2

別表第4（第18条関係）

農薬名	指針値	分析方法
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日環水大土発第2003271号。以下「指導指針」という。）別表に掲げる農薬	指導指針別表の当該農薬ごとに掲げる水質汚濁指針値の10分の1	指導指針に掲げる農薬の分析方法

別表第4（第18条関係）農薬

種類	指針値	分析方法
（殺虫剤）		ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係
アセフェート（単位 1リットルにつきミリグラム）	0.08	
イソキサチオン（単位 1リットルにつきミリグラム）	0.008	
イソフェンホス（単位 1リットルにつきミリグラム）	0.001	
エトフェンプロックス（単位 1リットルにつきミリグラム）	0.08	
クロルピリホス（単位 1リットルにつきミリグラム）	0.004	
ダイアジノン（単位 1リットルにつきミリグラム）	0.005	
チオジカルブ（単位 1リットルにつきミリグラム）	0.08	
トリクロルホン（D	0.03	

EP) (単位 1リットルにつきミリグラム)		る 暫 定 指 導 指 針 (平 成 2 年 5 月 24 日 付 け 環 水 土 第 77 号 に 掲 げ る
ピリダフェンチオン (単位 1リットルにつきミリグラム)	0.002	
フェニトロチオン (MEP) (単位 1リットルにつきミリグラム)	0.003	
(殺菌剤)		
アゾキシストロビン (単位 1リットルにつきミリグラム)	0.5	
イソプロチオラン (単位 1リットルにつきミリグラム)	0.04	
イプロジオン (単位 1リットルにつきミリグラム)	0.3	
イミノクタジン酢酸塩 (単位 1リットルにつきミリグラム)	0.006	
	(イ ミノ クタ ジン とし て)	
エトリジアゾール (エクロメゾール) (0.004	

<u>単位 1 リットルに つきミリグラム)</u>		<u>方 法</u>
<u>オキシ銅 (有機 銅) (単位 1 リッ トルにつきミリグラ ム)</u>	<u>0.04</u>	
<u>キャプタン (単位 1 リットルにつきミリグ ラム)</u>	<u>0.3</u>	
<u>クロタロニル (T PN) (単位 1 リ ットルにつきミリグ ラム)</u>	<u>0.04</u>	
<u>クロネブ (単位 1 リットルにつきミリグ ラム)</u>	<u>0.05</u>	
<u>チウラム(チラム) (単 位 1 リットルにつき ミリグラム)</u>	<u>0.006</u>	
<u>トルクロホスメチル (単位 1 リットル につきミリグラム)</u>	<u>0.08</u>	
<u>フルトラニル (単位 1 リットルにつきミリ グラム)</u>	<u>0.2</u>	
<u>プロピコナゾール (単 位 1 リットルにつき ミリグラム)</u>	<u>0.05</u>	
<u>ペンシクロン (単位</u>	<u>0.04</u>	

<u>1 リットルにつきミリ グラム)</u>	
<u>ホセチル (単位 1 リ ットルにつきミリグラ ム)</u>	<u>2.3</u>
<u>ポリカーバメート (単 位 1 リットルにつき ミリグラム)</u>	<u>0.03</u>
<u>メタラキシル (単位 1 リットルにつきミリ グラム)</u>	<u>0.05</u>
<u>メプロニル (単位 1 リットルにつきミリグ ラム)</u>	<u>0.1</u>
<u>(除草剤)</u>	
<u>アシュラム (単位 1 リットルにつきミリグ ラム)</u>	<u>0.2</u>
<u>ジチオピル (単位 1 リットルにつきミリグ ラム)</u>	<u>0.008</u>
<u>シデュロン (単位 1 リットルにつきミリグ ラム)</u>	<u>0.3</u>
<u>シマジン (CAT) (単位 1 リットル につきミリグラム)</u>	<u>0.003</u>
<u>テルブカルブ (MB PMC) (単位 1</u>	<u>0.02</u>

リットルにつきミリグラム)	
トリクロピル (単位 1リットルにつきミリ グラム)	0.006
ナプロパミド (単位 1リットルにつきミリ グラム)	0.03
ハロスルフロンメチ ル (単位 1リット ルにつきミリグラ ム)	0.03
ピリブチカルブ (単 位 1リットルにつ きミリグラム)	0.02
ブタミホス (単位 1 リットルにつきミリグ ラム)	0.004
フラザスルフロン (単 位 1リットルにつ きミリグラム)	0.03
プロピザミド (単位 1リットルにつきミリ グラム)	0.008
ベンスリド (SAP) (単位 1リットルに つきミリグラム)	0.1
ペンディメタリン (単 位 1リットルにつ き	0.05

	<u>ミリグラム)</u>	
	<u>ベンフルラリン(ベス</u> <u>ロジン) (単位 1リ</u> <u>ットルにつきミリグラ</u> <u>ム)</u>	<u>0.08</u>
	<u>メコプロップ (MC</u> <u>PP) (単位 1リ</u> <u>ットルにつきミリグ</u> <u>ラム)</u>	<u>0.005</u>
	<u>メチルダイムロン (単</u> <u>位 1リットルにつき</u> <u>ミリグラム)</u>	<u>0.03</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1から別表第4までの改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

市道の認定について
次の路線を市道に認定する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道認定路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。

市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
013569	住吉 569 号線	住吉町字谷口	住吉町	221.7
		住吉町字谷口		4.0～ 7.3
063849	北江島町 849 号線	北江島町	北江島町	53.0
		北江島町		6.0～13.0
063850	北江島町 850 号線	北江島町	北江島町	74.0
		江島町字長谷		8.0～10.0
063851	江島 851 号線	江島町字長谷	江島町	51.0
		江島町字長谷		6.0～13.0
063852	江島自歩道 852 号線	江島町字長谷	江島町	19.0
		江島町字長谷		3.0～ 3.3
063853	東旭が丘六丁目 853 号線	東旭が丘六丁目	東旭が丘六丁目	27.5
		東旭が丘六丁目		5.0～11.0
063854	南旭が丘二丁目 854 号線	南旭が丘二丁目	南旭が丘二丁目	77.0
		南旭が丘二丁目		6.0～ 7.5
103560	一ノ宮 560 号線	一ノ宮町字奥市場	一ノ宮町	72.0
		一ノ宮町字奥市場		6.0～12.0
123849	南玉垣 849 号線	南玉垣町字一色	南玉垣町	26.0
		南玉垣町字一色		6.0～ 9.7
123850	南玉垣 850 号線	南玉垣町字一色	南玉垣町	61.4
		南玉垣町字一色		6.0～14.3
123851	東玉垣 851 号線	東玉垣町字井龍田	東玉垣町	61.0
		東玉垣町字井龍田		6.0～ 9.4
123852	北玉垣 852 号線	北玉垣町字嶋	北玉垣町	34.0
		北玉垣町字嶋		5.0～ 8.6
133247	若松北一丁目 247 号線	若松北一丁目	若松北一丁目	50.0
		若松北一丁目		6.0～10.0

143138	神戸六丁目 138 号線	神戸六丁目	神戸六丁目	149.0
		神戸六丁目		4.1~10.3
163208	御菌 208 号線	御菌町字蛇谷	御菌町	395.0
		御菌町字鈴ヶ谷		6.0~15.0
163209	御菌 209 号線	御菌町字蠶螂	御菌町	283.0
		御菌町字一本松		4.0~18.0
203177	山本 177 号線	山本町字ダス林野	山本町	265.8
		山本町字ダス林野		9.5~24.1
203178	山本 178 号線	山本町字茱萸木沢	山本町	90.0
		山本町字新林		9.0~15.6